

通学路などで危険な場所はありませんか。児童を犯罪から守るためには、犯罪の起こりそうな危険な場所を児童自身が知り、その場所に近づかないことです。

危険な場所

を知るには、保護者が児童

と一緒に通学路を歩き、保護者が一方的に決めるのではなく、児童の目で見つけさせることです。

危険な場所とは「誰もが入りやすい場所」「誰からも見えにくい場

児童の身の安全を守る

所」です。安全な場所と危険な場所を見つけたら、地域安全マップを作り、記録しておきましょう。マップができたなら、感じたことを家族で話し合いましょう。そして、危険

な目に遭った時は、「こども110番」の家やお店に逃げ込んで、助けを求めるところに教えてください。児童に危険回避と被害防止能力を身につけさせることが大切です。

防犯一口メモ